

議案第 4 3 号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証は令和 6 年 1 2 月 2 日以降発行されなくなるため、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）を変更する必要があるからである。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更新旧対照表

改正案	現行								
<p>(事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号に掲げる事務のうち、別表第1に定める事務については構成市町村において行う。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="189 533 1469 583">1の項 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 585 1469 636">2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 638 1469 688">3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="189 690 1469 741">4の項以下 略</td> </tr> </table>	1の項 略	2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	4の項以下 略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1501 533 2789 583">同左</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 585 2789 636">2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 638 2789 688">3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1501 690 2789 741">同左</td> </tr> </table>	同左	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付	同左
1の項 略									
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し									
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付									
4の項以下 略									
同左									
2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し									
3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付									
同左									